

Annals of the COI-SEC 2017

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 平成29年度 年報

Office of Conflict of Interest and Security Export Control, University of Tsukuba

巻 頭 言

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室（Office of Conflict of Interest and Security Export Control: COISEC）は、研究担当の副学長の下に平成 26 年 4 月に設置されました。当室は、利益相反と輸出管理に関して、企画・調査研究・管理・普及等を所掌し、その適正な運用を推進することを目指しています。

本学の第 3 期中期目標・中期計画において、「大学のグローバル競争力強化」、「筑波研究学園都市の中核機関としてグローバル化を牽引」、「世界から多様かつ優秀な学生の受入れを実現」等、国際交流の推進（グローバルイゼーション）が中心に掲げられています。本学がこれらの領域での飛躍的な発展を目指すにあたり、いずれの場面でも、リスクマネジメントを行う必要があります。大学の高度な研究成果が、利害関係によってゆがめられたり、国際社会の平和や安全を脅かす国家やテロリストに流出し大量破壊兵器等の懸念活動に利用されたりすることのないように管理しなくてはなりません。大学が社会からの信頼を確保していくためには、法令順守はもとより、危機管理のプロセスにおいても透明性の確保に努め、説明責任を果たしていくことが重要です。そうした状況の下で、当室の役割としては、大学本来の使命である教育・研究活動に対する制約を必要最小限に抑え、かつ、効率的な管理システムを構築していくことが課題となります。

全体として、平成 29 年度は、リスクマネジメントの諸手続きを関係部局と連携の上システム化し、業務の正確性と効率を向上させ、教職員の負担軽減を図りました。また利益相反・輸出管理について筑波大学が全学を挙げて取り組むために、きめ細やかな相談対応と積極的な情報提供・広報活動を推進しました。利益相反・輸出管理におけるリスクマネジメントは、基本的には教職員自身の申請を端緒とするものであるため、教職員向けの啓発と情報提供は特に重点的に行いました。

本誌は平成 29 年度の 1 年間の利益相反・輸出管理マネジメント室の活動をまとめたものです。本誌が利益相反・輸出管理マネジメント室の活動の理解への一助となり、学内・学外の多くの方々による当室の一層の活用が進むことを期待しています。

平成 30 年 6 月

利益相反・輸出管理マネジメント室長

境野 明

目 次

I. COISEC の概要	1
1. 組織	1
(1) 職員等	1
(2) 組織図	1
(3) 場所	2
2. 広報・普及活動	3
(1) COISEC 年報の作成と配布	3
(2) COISEC ホームページの更新	3
3. COISEC 関連学内業務	4
(1) 兼業審査委員会委員	4
(2) 軍事的安全保障研究の取扱いに関するタスクフォース	4
4. COISEC 関連学外業務	5
II. 利益相反マネジメント	6
1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要	6
2. 個人としての利益相反マネジメント・システム	7
3. 組織としての利益相反マネジメント・システム	8
4. 利益相反問題の相談対応	9
5. 利益相反に関する自己申告の電子システム化	11
6. 利益相反委員会の開催	12
(1) 利益相反委員会委員	12
(2) 第 16 回利益相反委員会議事次第	13
7. 利益相反アドバイザーボードの開催	14
(1) 利益相反アドバイザーボード委員	14
(2) 第 13 回利益相反アドバイザーボード議事次第	14
8. 広報・普及活動	16
(1) 大学における利益相反マネジメントに関する英語版パンフレットの作成と配布	16
(2) 学習用テキスト『大学における利益相反を学ぶー利益相反研修用テキストー』の作成と配付	16
(3) 利益相反自己申告書提出の電子システム導入等に関するフライヤーの作成と配付	16
(4) 平成 29 年度「業務実務者勉強会」における講演	17
(5) 利益相反自己申告書提出の電子システム導入等に関する説明会の実施	17
(6) ホームページによる情報提供の実施	17

Ⅲ. 安全保障輸出管理.....	18
1. 安全保障輸出管理体制の概要.....	18
2. 輸出管理マネジメントの充実に関する取組状況	19
(1) 留学生等受入れに係る輸出管理システム導入による業務改善	19
(2) 教職員向け輸出管理啓発活動の実施	19
(3) 輸出管理連絡会の開催	19
(4) 輸出管理人材の裾野拡大.....	19
3. 広報・普及活動	21
(1) 教職員向け輸出管理啓発活動の実施	21
(2) 平成 29 年度「業務実務者勉強会」における講演.....	22
4. 輸出管理連絡会の開催.....	23
(1) 第 1 回輸出管理連絡会	23
(2) 第 2 回輸出管理連絡会	23
5. 判定手続等の取扱実績調査	24
Ⅳ. 研究・教育活動	26
1. 主要な研究活動	26
(1) 大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する 調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H27～H29）／新谷由紀子ほか）	26
(2) 高血圧症治療薬に関する臨床研究における利益相反問題（新谷由紀子ほか）	26
(3) 研究不正の原因と対応に関する研究（新谷由紀子ほか）	26
2. 教育活動	28
(1) 学内	28
(2) 学外	28
3. 論文・著作等	29
(1) 査読付き論文.....	29
(2) 著作	29
4. 発表・講演等	30
(1) 招待講演等.....	30
(2) 学会等発表.....	30
(3) パネルディスカッション.....	30
(4) 学内講演	30
【参考資料】	31

I. COISEC の概要

1. 組織

(1) 職員等

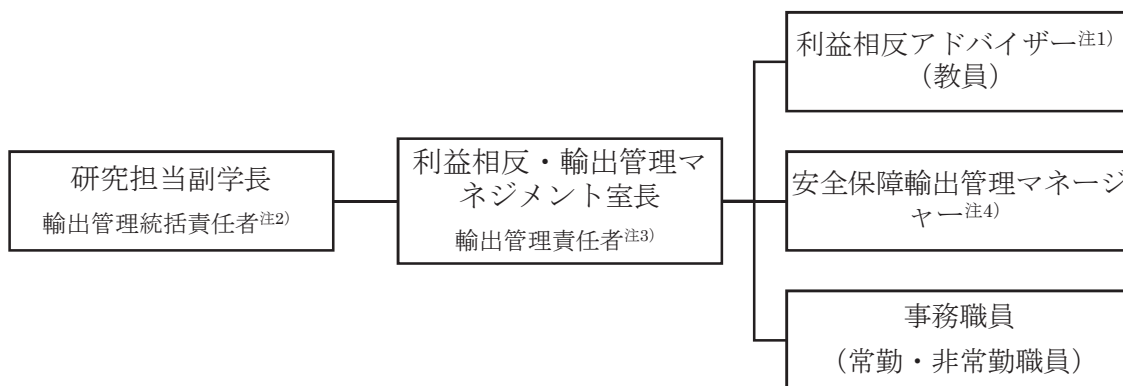
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

室長 (専任)、准教授 (専任)、事務係長 (常勤)、係員 (非常勤)

職名等	氏名
室長 (平成 29 年 6 月 1 日～)	境野 明
准教授・利益相反アドバイザー	新谷 由紀子
安全保障輸出管理マネージャー (～平成 30 年 3 月 15 日)	駒形 和行
安全保障輸出管理マネージャー (平成 30 年 1 月 16 日～)	中田 修二
事務係長	佐藤 俊彦
係員	宇留野安紀子

(2) 組織図

(平成 30 年 3 月 31 日現在)



注 1) 利益相反アドバイザー：利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事。

注 2) 輸出管理統括責任者：輸出管理業務を統括（輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案、輸出管理規則の制定及び改廃の立案、輸出管理規則に基づく運用・手続等の策定及び改廃、該非判定及び取引審査の承認、本学全体への徹底時効の指示・連絡・要請等、輸出管理業務の監査、輸出管理の研修及び教育、本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求・調査の実施及び改善措置等の命令、経済産業省への輸出管理業務に係る相談及

び許可申請)。

注 3) 輸出管理責任者：該非判定及び取引審査（第二次審査）、輸出管理統括責任者への報告等、輸出管理手続業務の推進、輸出管理の研修及び教育、輸出管理手続業務に係る本学の教員等からの相談に関する業務に従事。

注 4) 安全保障輸出管理マネージャー：輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事。

(3) 場所

事務室：①産学リエゾン共同研究センター棟 2 階 201 号室

②共同研究棟 A 4 階 409 号室（平成 29 年 1 月 5 日以降）

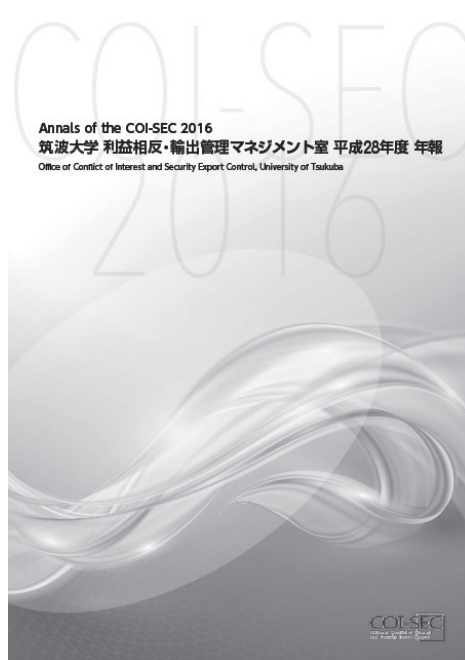
2. 広報・普及活動

(1) COISEC 年報の作成と配布

平成 29 年 9 月に平成 28 年度版 COISEC 年報を 300 部作成し、学内教職員や関連機関に配布した。

(2) COISEC ホームページの更新

毎月更新を行い、法令改正や通知等最新情報を発信した。



3. COISEC 関連学内業務

(1) 兼業審査委員会委員

研究成果活用企業の役員等の兼業の審査及び兼業に関する必要事項の審議を行う。

- ・ 境野明（平成 29 年 6 月～）
- ・ 新谷由紀子（平成 29 年 4 月～5 月）

(2) 軍事的安全保障研究の取扱いに関するタスクフォース

- ・ 境野明（平成 30 年 1 月～）

4. COISEC 関連学外業務

- ①安全保障輸出管理に関する 11 大学（RU11）連絡会 構成員（事務責任者）
 - ・境野明（平成 29 年 6 月～）

- ②大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反マネジメント委員会委員
機構の利益相反マネジメントガイドラインの制定及び改廃、利益相反による弊害を抑えるための施策の検討・策定、利益相反に関して個々のケースが許容できるかどうかの調査審議及び勧告、利益相反に関する社会への情報公開・開示等の審議。
 - ・新谷由紀子（平成 21 年 7 月～平成 30 年 3 月）

- ③国立研究開発法人日本医療研究開発機構 評価委員会委員
研究公正高度化モデル開発支援事業課題の評価
 - ・新谷由紀子（平成 28 年 11 月～）

- ④国立研究開発法人日本医療研究開発機構 研究倫理アドバイザー
研究開発における不正行為等事例集の分析、監修及び助言
 - ・新谷由紀子（平成 28 年 11 月～）

- ⑤国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 利益相反マネジメント委員会委員
機構の利益相反マネジメントの企画、運用等について審議
 - ・新谷由紀子（平成 29 年 3 月～）

Ⅱ. 利益相反マネジメント

1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要

日本では、1990年代初頭のバブル景気崩壊後、長期にわたる経済の低迷からの脱却を目指して、国を挙げて産学連携が推進されてきた。産学連携では、実社会のニーズに根差した研究の推進や社会貢献の実現などメリットもあるが、反面、大学という公的機関への民間企業からの資金提供の増加により、利益相反が生じ、時に大きな社会問題となる。利益相反とは、個人や組織の職業的、倫理的な義務や責任を果たす能力が利害関係によって損なわれたり、損なわれているように見えたりする状態をいう。利益相反は政治的・宗教的信条や人間関係など金銭的以外の利害関係についても広く問題とするが、大学においては、産学連携活動において利益相反状況が生じやすく、このため、金銭的利害関係が主要な問題となる。したがって、大学では金銭的利害関係が利益相反マネジメントの主な対象となる。

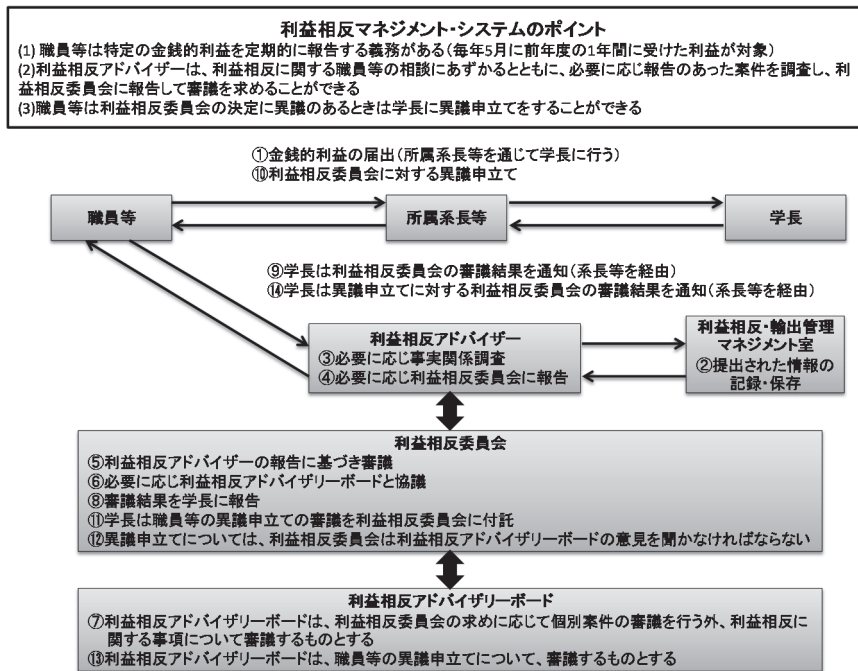
利益相反マネジメントでは、金銭的利害関係により結果としてバイアスのかかった行動に至る因果関係を証明することが困難であるため、予防措置が基本となる。すなわち、利害関係を明らかにすることによって透明性を確保するとともに、重大な影響を及ぼす恐れのある利害関係については、利益の放棄や研究への不参加、モニタリングなどの対策を取る。

筑波大学においては、平成16年12月に産学官連携活動を対象とした個人としての利益相反に関するポリシーを制定し、以来規則等の策定やマネジメント・システムの整備を行い、平成28年2月には組織としての利益相反ポリシーも制定した。さらに、平成29年度には定期的自己申告書の提出システムの電子化に取り組み、申告者及び実務者の作業軽減化、業務の効率化、紙資源の節約、文書保存の確実性の確保を図った。

大学における利益相反問題は、研究をはじめとする大学活動の誠実性が問われる問題であり、そのマネジメントは極めて重要であるといえる。

2. 個人としての利益相反マネジメント・システム

筑波大学の利益相反マネジメントは、①個人的利益に関する透明性の確保、②意思決定に関する公正の確保、③職務の責任に応じた取扱い、という基本的なルールに基づいて実施している。①の個人的利益に関する透明性の確保のために、図Ⅱ-1のように毎年の個人的利益の自己申告を義務付けている。



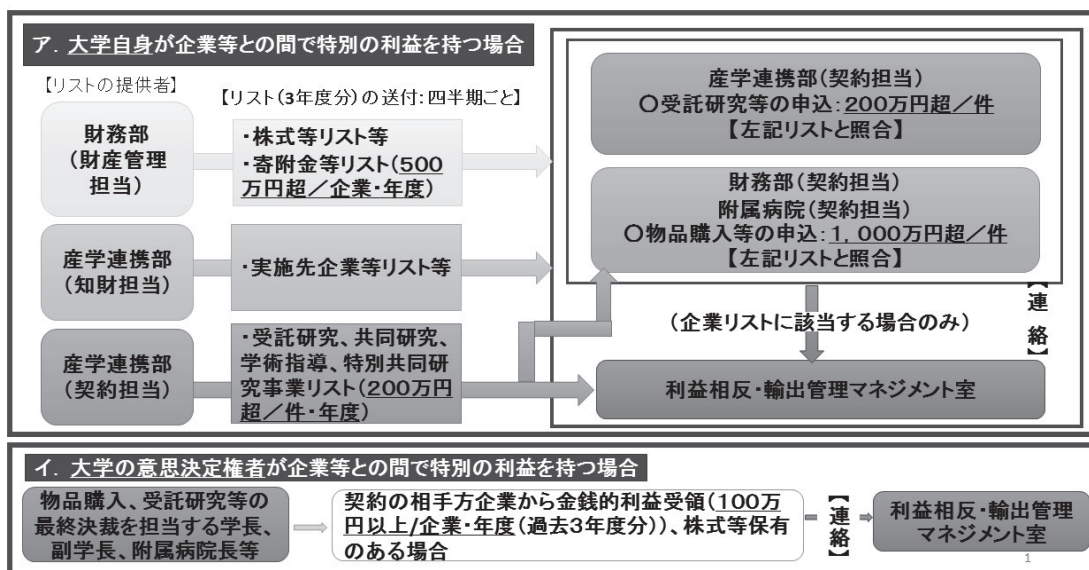
図Ⅱ-1 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

3. 組織としての利益相反マネジメント・システム

平成 29 年度は、平成 28 年度から新たに運用を開始した組織としての利益相反マネジメントを引き続き実施した。

組織としての利益相反ポリシー制定の背景としては、大学が組織として産学官連携活動に参加する事態が発生してきているということがある。例えば、大学自身が特許権等や株式を保有したり、大学が企業等から多額の寄附金を受けたりすることが起こる一方で、大学がそうした企業等と受託研究等を実施すると、大学自身に組織としての利益相反が生じることになる。さらに、平成 26 年度からは、国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となったこと、などがある。

筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの詳細は図 II-2 のとおりである。組織にかかわる利害関係のリストが契約部署に送付され、利害関係者から一定の金額を超える契約の申込があった場合は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡が来るシステムが整った。情報提供は当該年度を含む 3 年度分で、四半期ごとに最新の情報が共有されるようになった。



II-2 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

4. 利益相反問題の相談対応

平成 29 年度は、寄附金による研究成果の提供に関する相談やネーミングライツの取得を条件とする寄附金の受入れに関する相談など学内の問い合わせ 61 件、兼業における責務相反による弊害の確認方法の相談など学外からの問い合わせ 8 件、計 69 件の相談に利益相反アドバイザーが対応した。

図 II-3 は過去の利益相反に関する相談件数の推移であり、近年増加傾向にある。

図 II-4 は相談のあった 69 件の部署等別の件数である。

図 II-5 は相談の内容別に分けて示したものである。1 件の相談につき複数の内容を含む場合もあるため、81 に分類されている。

定期的な自己申告書によるマネジメントとともに、日常的な相談に事前に対応することにより、問題が大きくなることを事前に防止する効果を期待することができるようになった。

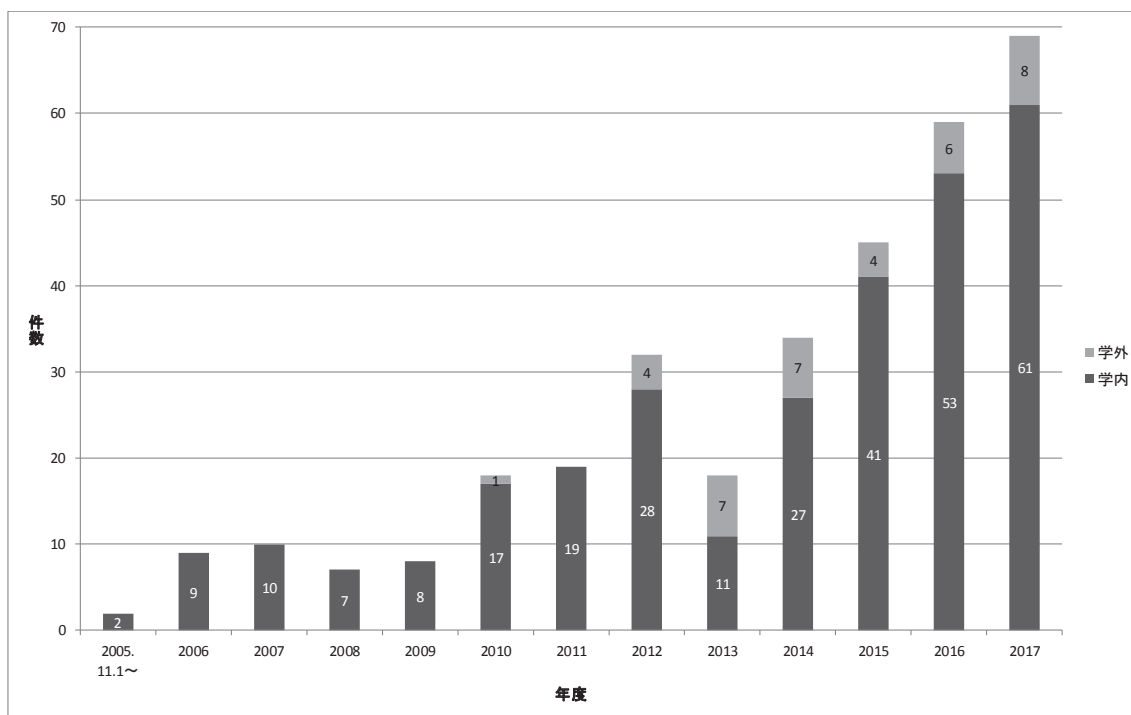


図 II-3 筑波大学における利益相反の相談件数の推移

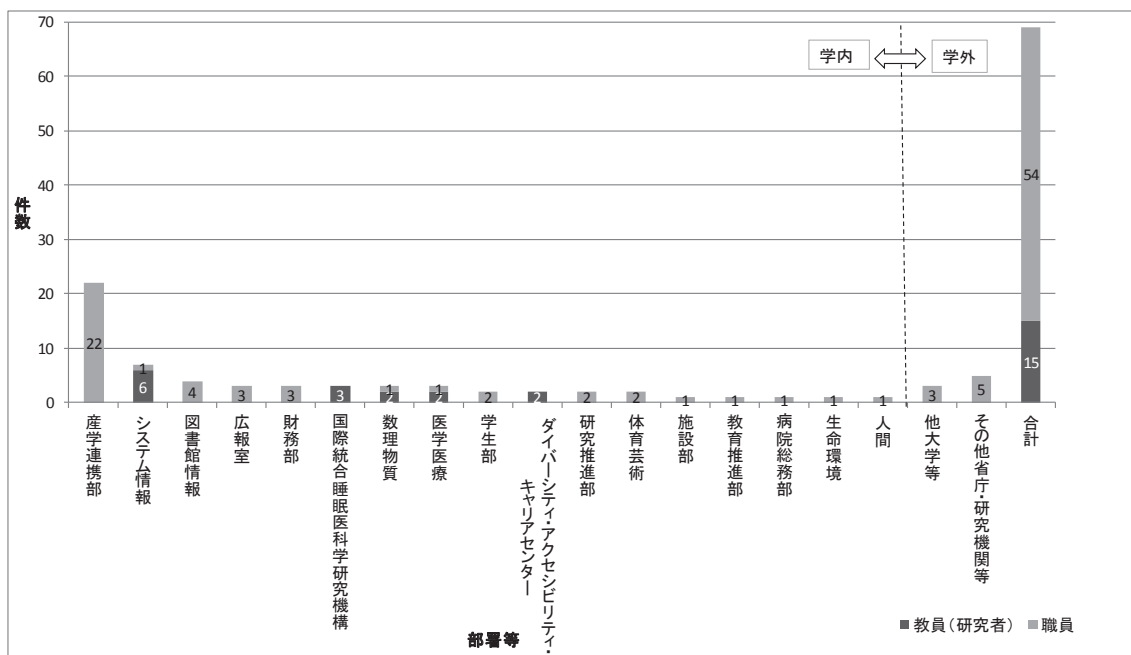


図 II-4 相談のあった部署等の内訳

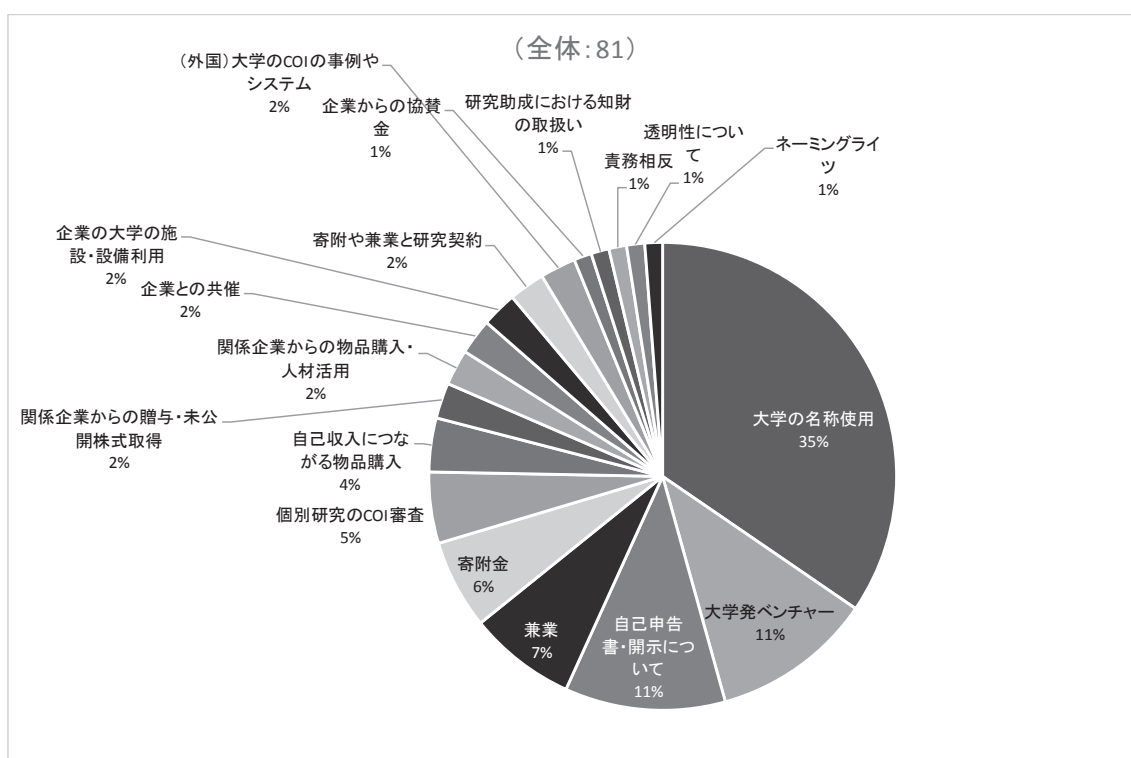
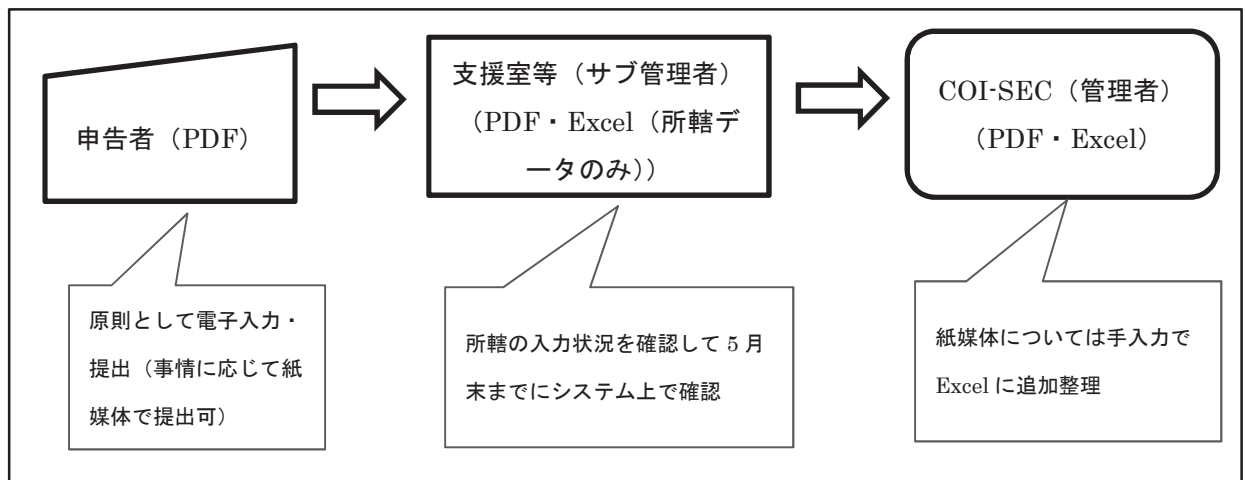


図 II-5 相談内容の内訳

5. 利益相反に関する自己申告の電子システム化

文部科学省科学技術・学術審議会発表の「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」（平成 27 年 7 月 3 日）においては、利益相反について、「マネジメント負担が増大することなく、効率的に行うためのスキームを検討する必要がある（マネジメント実行側の負担軽減はもちろんのこと、被マネジメント側すなわち研究者側の負担軽減に向けた効率化も求められる）」(p.13) とし、これを実現する方法の一つとして自己申告書提出の電子システム化を実施機関の事例を挙げて推奨している。このような背景から、平成 29 年度は筑波大学においても、従来紙媒体で行っていた自己申告書の提出を、電子的に提出するための取り組みをした。

筑波大学の役員及び職員は、毎年 5 月末までに前年度の個人的な利益について所定の自己申告書により、所属長（系長等）経由で学長に報告する義務があるが、この申告を電子化し、教職員等の負担軽減、業務の効率化、紙資源の節約、文書保存の確実性の確保を図るものである。平成 29 年度申告分（平成 30 年 5 月末締切）から稼働する。全学対象の説明会を平成 30 年 3 月 20 日（火）に開催した。



【入出力の手順イメージ図】

6. 利益相反委員会の開催

利益相反委員会は次に掲げる事項を審議する。

- ①利益相反に関する基本方針（利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等）
- ②利益相反に関する規則等の制定又は改廃
- ③利益相反に対する対応策（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。）
- ④利益相反に関する学内啓発活動
- ⑤その他利益相反に関し必要と認められる事項

第16回利益相反委員会が平成29年9月12日（火）に開催され、平成28年度の筑波大学における産学連携活動に係る個人的な利益の報告に関して審議が行われた。これについては直ちに学長による勧告を行わなければならない事例はなかった。また、前回委員会開催以降にあった利益相反に関する相談内容と回答について審議が行われた。

（1）利益相反委員会委員

所属	職名	氏名
本部	研究担当副学長	木越英夫 ◎
本部	人事担当副学長	稲垣敏之 ○
利益相反・輸出管理マネジメント室	室長	境野 明
人文社会系	教授	吉田 脩
ビジネスサイエンス系	教授	平嶋竜太
数理物質系	准教授	吉川正志
システム情報系	教授	葛岡英明
生命環境系	教授	青柳秀紀
人間系	准教授	國分麻里
体育系	准教授	足立和隆
芸術系	教授	山中敏正
医学医療系	教授	檜澤伸之
図書館情報メディア系	教授	松本 紳
附属病院（医学医療系）	教授	武川寛樹
国際産学連携本部	本部審議役	内田史彦
総務部	部長	小嶋 稔
研究推進部	部長	大城 功
産学連携部	部長	橋本俊幸

病院総務部	部長	松本 歩
利益相反・輸出管理マネジメント室	利益相反アドバイザー・准教授	新谷由紀子

※平成 30 年 3 月 31 日現在。◎は委員長、○は副委員長

(2) 第 16 回利益相反委員会議事次第

ア. 日 時：平成 29 年 9 月 12 日（火）15：00～16：00

イ. 場 所：人文社会学系棟 A520 号室

ウ. 出席者：木越英夫（委員長）、境野明、平嶋竜太、吉川正志、葛岡英明、國分麻里、足立和隆、山中敏正、檜澤伸之、松本紳、武川寛樹、小嶋稔、橋本俊幸、新谷由紀子

（事務局）佐藤俊彦、宇留野安紀子

エ. 議 題

（ア）平成 28 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（イ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

（ウ）平成 28 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

（エ）利益相反自己申告書システムの電子化について

（オ）その他

オ. 配付資料

（ア）産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・・・・・・ 資料 1（回収資料）

（イ）平成 28 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（取りまとめ）（案）・・・・・・・・ 資料 2（回収資料）

（ウ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について・・・・・・・・ 資料 3

（エ）平成 28 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況

について（公表案）・・・・・・・・ 資料 4

（オ）利益相反委員会委員名簿・・・・・・・・ 参考資料 1

（カ）第 15 回利益相反委員会議事要旨・・・・・・・・ 参考資料 2

（キ）利益相反アドバイザーボード委員名簿・・・・・・・・ 参考資料 3

（ク）筑波大学における利益相反事例の取扱い改訂第 4 版・・・・・・・・ 参考資料 4

（ケ）利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版・・・・・・・・ 参考資料 5

（コ）筑波大学における利益相反マネジメンタリーフレット・・・・・・・・ 参考資料 6

（サ）筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット・・・・・・・・ 参考資料 7

（シ）平成 28 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報・・・・・・・・ 参考資料 8

7. 利益相反アドバイザーボードの開催

第13回利益相反アドバイザーボードが平成29年9月19日（火）に開催され、利益相反委員会と同様の議題が審議され、意見交換を行った。

(1) 利益相反アドバイザーボード委員

所属	職名	氏名
国立研究開発法人産業技術総合研究所	特別顧問	小玉喜三郎
株式会社つくば研究支援センター	代表取締役社長	斎田陽介
常陽銀行	地域協創部顧問	中嶋勝也
AE 海老名・綾瀬法律事務所	弁護士	中道 徹
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	理事	野村昌治
光田特許事務所	弁理士	光田 敦
芝浦工業大学 SIT 総合研究所	特任教授	油田信一◎

※平成30年3月31日現在。◎は議長

(2) 第13回利益相反アドバイザーボード議事次第

ア. 日 時：平成29年9月19日（火）15：00～16：10

イ. 場 所：産学リエゾン共同研究センター106号室

ウ. 出席者：油田信一（議長）、小玉喜三郎、斎田陽介、中嶋勝也、野村昌治、光田敦の各委員

（大学側）木越英夫副学長、境野明室長、新谷由紀子利益相反アドバイザー

（事務局）佐藤俊彦、宇留野安紀子

エ. 議題

（ア）議長の選出

（イ）平成28年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（ウ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

（エ）平成28年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

（オ）その他

オ. 配付資料

（ア）産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・・・・ 資料1（回収資料）

（イ）平成28年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について（取りまとめ）

・・・・ 資料2（回収資料）

（ウ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について・・・・・・ 資料3

（エ）平成28年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について・・・・ 資料4

(オ) 利益相反アドバイザーリーボード委員名簿	参考資料 1
(カ) 第 12 回利益相反アドバイザーリーボード議事要旨	参考資料 2
(キ) 利益相反委員会委員名簿	参考資料 3
(ク) 筑波大学における利益相反事例の取扱い 改訂第 4 版	参考資料 4
(ケ) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版	参考資料 5
(コ) 筑波大学における利益相反マネジメントリーフレット	参考資料 6
(サ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット	参考資料 7
(シ) 平成 28 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報	参考資料 8

8. 広報・普及活動

(1) 大学における利益相反マネジメントに関する英語版パンフレットの作成と配付

大学における利益相反の基本的な概念や、筑波大学における利益相反マネジメント・システム等を解説した英語版のA4版8ページのパンフレット“University of Tsukuba- Conflict of Interest Policy”を平成29年6月に300部印刷して学内に配付した。また、COISECのホームページ上にも掲載した。

(2) 学習用テキスト『大学における利益相反を学ぶー利益相反研修用テキストー』の作成と配布

平成27年度～29年度JSPS科研費基盤研究(C)の研究課題「大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する調査研究」(代表:新谷由紀子)の成果物として標記の学習用テキストを作成し、平成29年7月に学内の各部局82か所及び全国の大学等105か所に配布し、普及を図った。また、本書はCOISECホームページ及びつくばリポジトリに掲載している。

(3) 利益相反自己申告書提出の電子システム導入等に関するフライヤーの作成と配付

筑波大学の役員及び職員は、毎年5月末までに前年度の個人的な利益について所定の自己申告書により、所属長(系長等)経由で学長に報告する義務があるが、これまで使用されている紙による申告を電子化し、平成29年度申告分から(平成30年5月末締切分)から電子申告に移行することとした。このため、平成30年3月に「平成30年4月から利益相反の定期的自己申告が電子化されます」と題したフライヤー(A4版裏表)を3,000部作成して学内教員全員と支援室等管理部門に配付した。当該フライヤーには電子システム化のほかに筑波大学における個人としての利益相反マネジメント、組織としての利益相反マネジメント、研究計画の利益相反に関する審査等の重要なポイントや相談案内等を盛り込んだ。



(4) 平成 29 年度「業務実務者勉強会」における講演

- ア. 日時：平成 29 年 11 月 8 日（水）11：00～12：00
- イ. 場所：本部棟 5 階大会議室（参加者：25 名）
- ウ. 演題：利益相反マネジメントの考え方と事例の対応について
- エ. 講師：新谷由紀子
- オ. 対象：学内で関係手続き等を担当している職員
- カ. 内容：利益相反に関する基礎的な知識、平成 28 年度から筑波大学で開始された組織としての利益相反マネジメント、大学における利益相反問題の具体的な事例、利益相反自己申告書提出の電子システム化などについて解説した。

(5) 利益相反自己申告書提出の電子システム導入等に関する説明会の実施

- ア. 日時：平成 30 年 3 月 20 日（火）10：30～11：30
- イ. 場所：総合研究棟 A110 室（参加者：25 名）
- ウ. 演題：利益相反自己申告書提出システムの電子化と筑波大学の利益相反マネジメントシステムについて
- エ. 講師：新谷由紀子
- オ. 対象：全学教職員対象（主に学内で関係手続き等を担当している職員）
- カ. 内容：平成 30 年度からの利益相反自己申告書提出システムの電子化に伴い、全学を対象とした説明会を開催した。電子化後の操作・流れのほか、筑波大学の利益相反マネジメント・システムやよくある具体的な利益相反事例の解説をし、質疑応答を行った。

(6) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「利益相反マネジメント」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。

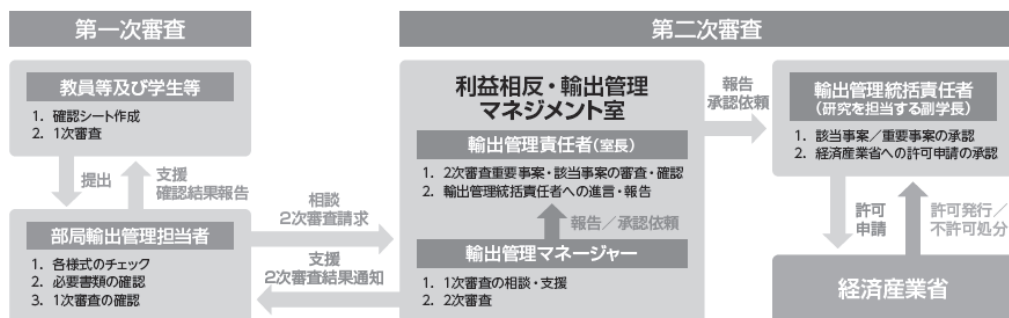
Ⅲ. 安全保障輸出管理

1. 安全保障輸出管理体制の概要

大量破壊兵器等が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐことは、国際的な課題となっている。日本においては、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に関連する資機材や関連汎用品の輸出及びこれらの関連技術の非居住者への提供等について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づき、必要最小限の管理が実施されている。

外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法等の規制は、核不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等の条約に基づくものと、欧米先進諸国等が中心となって参加する国際的な輸出管理に関する合意（国際輸出管理レジーム）等に基づくものがある。

筑波大学では、留学生・外国人研究生の受入れ、外国の大学や企業との共同研究実施等の際に技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教員等は、一次審査として当該技術等がリスト規制に該当するかどうかの該非判定、及び需要者・用途を確認しなければならない。いずれかにおいて懸念がある場合は、輸出管理チェックシートを作成し、該非判定書、取引審査票を添付して、部局輸出管理担当者を経由し、利益相反・輸出管理マネジメント室に二次審査を請求する。その結果、経済産業大臣の許可が必要と判断された場合は、輸出管理責任者（利益相反・輸出管理マネジメント室長）が輸出管理統括責任者（研究担当副学長）承認の上、学長名にて許可申請を実施する。



図Ⅲ-1 筑波大学における輸出管理審査の流れ

2. 輸出管理マネジメントの充実に関する取組状況

(1) 留学生等受入れに係る輸出管理システム導入による業務改善

留学生等受入れの際の輸出管理手続きを、従来は紙媒体で実施していたが、関係教職員が申請状況を網羅的に把握し、効率的かつ迅速な審査手続きを実施することを目的に、関係部局と連携し輸出管理システムを新規導入し、以下の効果を実現した。

ア. 外国人研究者（訪問者）等の受入審査に係るシステムデータを国際部局の TIINS（国際交流状況把握システム）に取り込み、危機管理と統計データとして全学的に活用することができるようになった（平成 29 年 6 月）。

イ. 留学生等受入れに係る輸出管理手続きのシステム化により、教職員による輸出管理の事前審査の徹底と業務の効率化が実現できた（平成 29 年 9 月）。

ウ. 今回のシステム化により、教職員による処理時間の削減（0.5 時間/件）、コスト低減約 440 万円/年（申請数約 2,000 件/年）が見込まれる。

本件は、「輸出管理システム（TE_xCO）推進チーム」として平成 29 年度職員表彰を受賞した。

平成 30 年度は関係部局と連携の上、継続して業務改善を推進し、教職員・学生の海外渡航に係る輸出管理を対象に新システムを構築する（平成 31 年度運用開始予定）。

(2) 教職員向け輸出管理啓発活動の実施

外為法等に基づく輸出管理規制、大学における輸出管理の必要性の認識向上、本学の手続き・管理業務について、教職員の理解促進を図るため、全学及び部局単位で、「大学における安全保障輸出管理と実務上の留意点」、「最近の動向と外為法改正」等について説明会を実施した（pp.21～22 参照）。

(3) 輸出管理連絡会の開催

法令改正等に伴う本学の対応、他の大学等のヒヤリ事例について情報共有、輸出管理実務の改善等に係る議論と相互コミュニケーション強化を目的に輸出管理連絡会を開催（平成 29 年 12 月より隔月実施）。

(4) 輸出管理人材の裾野拡大

部局輸出管理担当者と関係者の CISTEC（安全保障貿易情報センター）実務能力認定試験受験を支援。平成 29 年度は Associate（初級）に新規 3 名合格し計 9 名、Advanced（中級）に新規 1 名合格し計 2 名、Expert（上級）1 名。

以上、安全保障輸出管理は、一律に大学の活動を制限するためのものではなく、教員・学生が安心して教育研究を実施するための前提となるものであり、大学として適切な対応

が不可欠である。引き続き本学の発展と社会情勢の変化に合わせてながら、学内外関係部局との連携を深め、より信頼されるリスクマネジメント体制を目指していく。

表彰状

平成29年度 学長表彰

輸出管理システム(TEXC0)推進チーム 殿

駒形和行 殿 佐藤俊彦 殿 宇留野安紀子 殿 鷹巣明美 殿
衛 絢子 殿 前野志徳 殿 小屋一平 殿 中根鈴代 殿
熊谷佐代 殿 廣瀬良子 殿 大石しのぶ 殿 眞田知加 殿

貴グループは 留学生等受入れに係る輸出管理システム(TEXC0)導入に尽力し 業務の効率化 コスト削減に大きく貢献されました
その効果はきわめて顕著なものであり多くの職員の模範となるものであります
ここにその功をたたえ表彰します

平成29年12月25日

国立大学法人筑波大学長

永田 恭介



3. 広報・普及活動

(1) 教職員向け輸出管理啓発活動の実施

ア. 教員向け

月日	場所	演題	説明者	出席者数
9月1日	5C105	輸出管理システムについてⅡ	境野、駒形	8
9月4日	3B409	輸出管理システムについてⅡ	境野、駒形	7
9月13日	生農 G504	輸出管理システムについてⅡ	駒形	9
9月14日	8B304	輸出管理システムについてⅡ	境野、駒形	14
9月15日	総合研究棟 B204	輸出管理システムについてⅡ	境野、駒形	21
9月20日	理科系 C 棟 501	輸出管理システムについてⅡ	駒形	10
9月20日	生農 F 棟 103	輸出管理システムについてⅡ	駒形	17
9月20日	生農 F 棟 506	輸出管理システムについてⅡ	駒形	24
9月27日	春日メディア ユニオン	輸出管理システムについてⅡ	境野、駒形	32
9月28日	総合研究棟 A407	輸出管理システムについてⅡ	駒形	16
10月11日	3B210	輸出管理システムについてⅡ	駒形	15
12月4日	3B213	安全保障輸出管理の基本と本 学での取り組み	駒形	50

イ. 教職員向け

月日	場所	演題	説明者	出席者数
6月23日	総合研究棟 A106	輸出管理システムについてⅠ	駒形	75
11月8日	本部棟 5 階会議室	大学における安全保障輸出管 理と実務上の注意点	境野	27

ウ. 部局輸出管理担当者向け

月日	場所	演題	説明者	出席者数
5月30日	人文社会学系棟 A101	輸出管理システムについてⅠ	駒形	25
8月30日	2H101	輸出管理システムについてⅡ	境野、駒形	50
9月7日	東京キャンパス	輸出管理システムについてⅡ	駒形	8

エ. 学生向け

月日	場所	演題	説明者	出席者数
4月10日	3A204	安全保障輸出管理の基本と本学での取り組み	駒形	50
学内説明会出席者数総計				458

(2) 平成29年度「業務実務者勉強会」における講演

ア. 日時：平成29年11月8日（水）10：00～11：00

イ. 場所：本部棟5階大会議室（参加者：27名）

ウ. 演題：大学における安全保障輸出管理と実務上の留意点について

エ. 講師：境野明（利益相反・輸出管理マネジメント室長）

オ. 対象：学内で関係手続き等を担当している職員

カ. 内容：大学における安全保障輸出管理の基礎知識や筑波大学における輸出管理システム等について解説した。（配付資料（抜粋）は pp.31～38 参照）

4. 輸出管理連絡会の開催

法令改正等に伴う本学の対応、他の大学等の事例について情報共有、輸出管理実務の改善と相互コミュニケーション強化を目的に輸出管理連絡会を以下の日程で開催した。

(1) 第1回輸出管理連絡会

ア. 日時：平成29年12月5日（水）10：00～11：00

イ. 場所：人文社会系学系棟 A101 室（参加者：20名）

ウ. 演題：

- ① 安全保障輸出管理を巡る最近の動向と外為法改正（境野）
- ② 留学生受入れ時の取引審査についての流れ
輸出管理システム TExCO の追加機能と海外渡航対応について（駒形）
- ③ 輸出管理システム（私費研究生受入れと一時保存機能）（宇留野）
- ④ 質疑応答 他

(2) 第2回輸出管理連絡会

ア. 日時：平成30年1月29日（水）11：00～12：00

イ. 場所：3B棟 213 プレゼンテーションルーム（参加者：19名）

ウ. 演題：

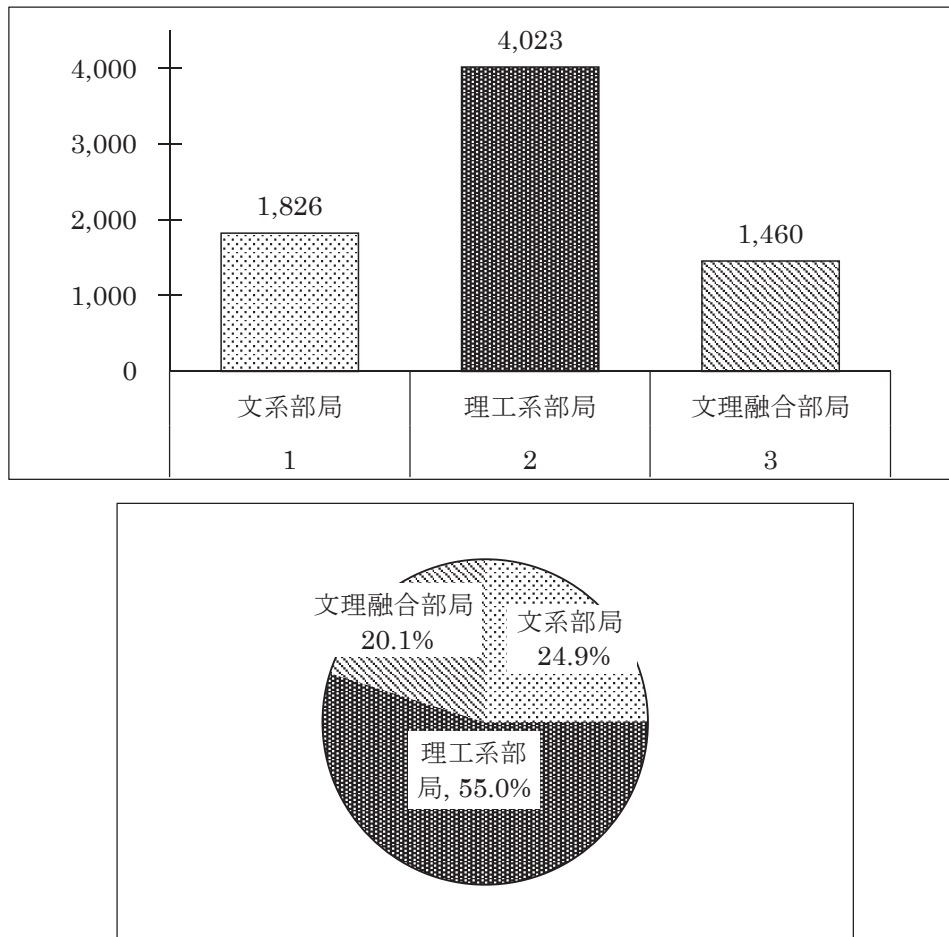
- ① 木越副学長挨拶
- ② 中田新輸出管理マネージャー紹介（境野）
- ③ 安全保障貿易管理 政省令改正について・海外出張の申請について（駒形）
- ④ 最近の輸管トピックス（境野）
- ⑤ 筑波大学輸出管理システム／海外出張システム化進捗とお知らせ（宇留野）
- ⑥ 質疑応答 他

5. 判定手続等の取扱実績調査

部局輸出管理担当者に部局止まりの確認シートの提出件数について、平成29年4月から平成29年9月までの実績報告の調査を平成29年10月31日に、平成29年10月から平成30年3月までの実績報告の調査については平成30年3月29日に依頼した。

図Ⅲ-2は、平成29年度の各部局における判定手続等の取扱実績である。輸出管理手続対象には、留学生等受入れに係る事前審査、海外出張時等の貨物・技術の携行管理、各部局より海外共同研究機関等向け貨物・技術の輸出（出荷）管理が含まれる。全体として約7,500件/年、そのうち理工系部局が半数以上を占めている。

部局別の取扱い件数及び部局別比率を図Ⅲ-2に示す。



(凡例)

1	文系部局	1,826 (24.90%)	7部局
2	理工系部局	4,023 (55.00%)	16部局
3	文理融合部局	1,460 (20.10%)	6部局

図Ⅲ-2 各部局における確認シート取扱件数及び部局別比率

なお、様式別の各部局取扱い内訳は下表のとおりである（利益相反・輸出管理マネジメント室確認分は含まない。）。

平成 29 年度様式別各部局確認シート取扱件数

様式	部局				計
	文系部局	理工系部局	文理融合系部局		
海外出張（様式 1-1）	教職員等	799	1,857	689	3,345
	学生	338	833	320	1,491
貨物の輸出（様式 1-2）	教職員等	10	94	81	185
	学生	0	1	0	1
技術の提供（様式 1-3）	教職員等	0	5	29	34
	学生	0	8	6	14
留学生・外国人研究者等の受入れ（様式 1-4）	研究者・訪問者	482	579	193	1,254
	留学生	197	646	142	985
	計	1,826	4,023	1,460	7,309

IV. 研究・教育活動

1. 主要な研究活動

(1) 大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H27～H29）／新谷由紀子ほか）

利益相反マネジメントの問題点の一つとして、大学に利益相反の専門家が存在せずノウハウもないため運用に自信が持てないこと、換言すれば、運用する上での参考となる指針等の資料が存在しないことが過去の調査結果によって判明している。利益相反マネジメントにおいては、利益相反状況をすべて排除すればよいということではないため、利益相反状況をどこまで容認できるかという意識的な基準作りが求められることになる。このため、平成27年度は、主要な国公立大学の教員、国立大学の経営協議会の外部委員、公立大学の経営審議会の外部委員、私立大学の外部理事の合計1,000名のアンケート調査（意識調査）を実施し、調査報告書をまとめた。この成果をもとに、平成28年度は、大学において利益相反マネジメントに携わる実務者等を対象とした手引書『大学における利益相反マネジメントの実質化のために－運用の手引－』を作成し、平成28年6月に学内の各部局69か所及び全国の大学等103か所に配布し、普及を図った。平成29年度は引き続き研究成果として7月に利益相反学習用テキスト『大学における利益相反を学ぶ－利益相反研修用テキスト－』を作成し、学内の各部局82か所及び全国の大学等105か所に配布し、普及を図った。また、以上の著作の電子版はCOISECホームページ及びつくりポジトリに掲載している。

(2) 高血圧症治療薬に関する臨床研究における利益相反問題（新谷由紀子ほか）

高血圧症治療薬バルサルタンに関わる事件は日本の臨床研究に対する信頼を揺るがすものとして、新聞やテレビ等で大々的に報道された。2000年11月から日本で販売を開始したバルサルタン（商品名ディオバン）についての効果を調べた2002年以降に実施された臨床研究に関する論文に不正があったことが発覚したのである。本件に関して、報道や関係資料等を整理し、特に本事件の利益相反問題について事例研究を行った。平成29年6月の学会で発表し、同年10月に学会誌に論文を発表した。

(3) 研究不正の原因と対応に関する研究（新谷由紀子ほか）

近年、重大な研究不正が発覚するたびにそれらの社会的な影響等について大きな問題となり、文部科学省が2006年に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」を取りまとめた後も、2014年に改訂し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を発表するなど、対応を迫られてきた。本研究では、バブル経済崩壊後の財政難の中での経済復興を社会背景として大学が変容してきた1990年頃から、具体的には1994年1月1日から2017年10月31日の期間を対象に、日本の大学において発生した捏造、

改ざん、盗用といった特定不正行為や、その他の研究費不正、利益相反、二重投稿、オーサーシップ問題などについて新聞記事調査を行い、その年次変化や特徴を概観するとともに主に研究不正の要因について分析し研究不正防止のための対応策について考察した。この結果、研究不正が生じる要因について、一般によく指摘される競争的環境等の政策と連動しているかどうかを検討したが、因果関係を証明することはできなかった。一方、記事上で明らかになった要因を分析した結果、研究倫理の不知・甘さ・認識不足や業績評価に関することが主な不正の要因となっていることが判明し、研究倫理教育の重要性や評価の在り方の見直しなどについて指摘を行った。この成果は論文にまとめ、平成 30 年 4 月に学会誌に掲載された。

2. 教育活動

(1) 学内

- ア. 授業：生命環境科学研究科生物資源科学専攻「応用生命化学特別講義Ⅰ」において、「利益相反とは何かー科学研究と利益相反ー」を講義、平成 29 年 9 月 14 日（木）13：00～15：40（新谷由紀子）

(2) 学外

- ア. 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」『地域特性を活用した「多能工型」研究支援人材養成拠点』（実施機関：茨城大学、宇都宮大学、群馬大学）において、「大学における利益相反」に関する講義・グループ討議・試験の実施、平成 29 年 4 月 12 日（水）13：40～17：40（港区（発明会館））（新谷由紀子）

3. 論文・著作等

(1) 査読付き論文

ア. 臨床研究と利益相反管理の課題ーバルサルタン事件における論文不正問題からー、新谷、菊本、文理シナジー、第 21 巻第 2 号、pp.115-130 (2017)

(2) 著作

ア. 科学研究における産学連携の意義と利益相反問題、新谷、第 65 回日本心臓病学会学術集会抄録集利益相反委員会企画利益相反を識る、p.2 (2017)

イ. 大学における利益相反を学ぶー利益相反研修用テキストー(平成 27 年度～29 年度 JSPS 科研費基盤研究 (C) 成果物)、新谷、菊本、全 84 頁 (2017)

ウ. 高血圧症治療薬に関する臨床研究における利益相反問題、新谷、菊本、産学連携学会第 15 回大会講演予稿集、pp.148-149 (2017)

エ. 産学連携と利益相反～医学分野を中心として～、新谷、日本バイオマテリアル学会、バイオマテリアルー生体材料ー、第 35 巻第 2 号、pp.118-125 (2017)

COISEC の研究活動の詳細はこちら

→<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/research/>

4. 発表・講演等

(1) 招待講演等

- ア. 大学における利益相反マネジメントと具体的事例での対応方法、新谷、国立大学法人鹿児島大学平成 29 年度第 3 回知財セミナー、2017 年 10 月 13 日（鹿児島市）
- イ. 科学研究における産学連携の意義と利益相反問題、新谷、第 65 回日本心臓病学会学術集会、2017 年 9 月 29 日（大阪市）

(2) 学会等発表

- ア. 筑波大学における輸出管理の概要と新システム導入について、駒形、九州地域内大学輸出管理ネットワーク第 13 回勉強会、2017 年 8 月 24 日（博多市）
- イ. 高血圧症治療薬に関する臨床研究における利益相反問題、新谷、菊本、産学連携学会第 15 回大会、2017 年 6 月 16 日（宇都宮市）

(3) パネルディスカッション

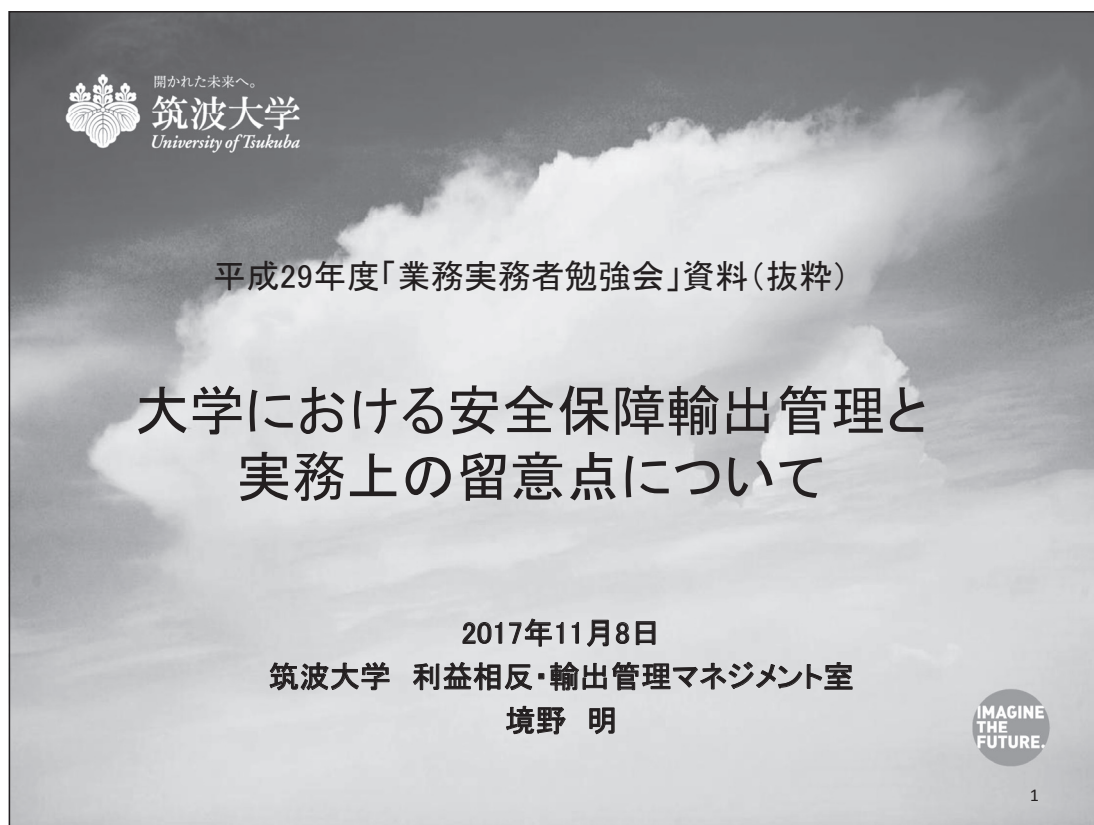
- ア. 輸出管理 DAY for ACADEMIA 2018 パネルディスカッション 1「大学の輸出管理の新たな展開ーアドバイザー派遣事業と地域大学ネットワークについて語り合うー」
- ・日時：2018 年 2 月 27 日（火）14：00～15：20
 - ・場所：芝浦工業大学 豊洲キャンパス 6 階大講義室（参加者：約 200 名）
 - ・モデレーター：中田修二
 - ・対象：大学等で輸出管理に係わっている責任者、実務担当者
 - ・内容：立命館大学、徳島大学、香川大学、横浜国立大学、北海道大学の輸出管理に係わる教員をパネラーに招いて、大学等での輸出管理に大きな影響を与えている地域大学ネットワークの動向と経済産業省のアドバイザー派遣制度について討議し、会場の参加者からの質疑と応答による意見交換等を行った。

(4) 学内講演

- ア. 利益相反自己申告書提出システムの電子化と筑波大学の利益相反マネジメントシステムについて、新谷、利益相反・輸出管理マネジメント室利益相反自己申告書提出の電子システム導入等に関する説明会、2018 年 3 月 20 日（総合研究棟 A110 室）
- イ. 大学における安全保障輸出管理と実務上の留意点について、境野、総務部組織・職員課平成 29 年度 業務実務者勉強会、2017 年 11 月 8 日（本部棟 5 階大会議室）
- ウ. 利益相反マネジメントの考え方と事例の対応について、新谷、総務部組織・職員課平成 29 年度 業務実務者勉強会、2017 年 11 月 8 日（本部棟 5 階大会議室）

【参考資料】

- ・平成 29 年度業務実務者勉強会 (p.22) 資料 (一部抜粋)



開かれた未来へ。
筑波大学
University of Tsukuba

平成29年度「業務実務者勉強会」資料(抜粋)

大学における安全保障輸出管理と
実務上の留意点について

2017年11月8日
筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室
境野 明

IMAGINE
THE
FUTURE.

1

CHAPTER


はじめに

1. 筑波大学における輸出管理
2. 安全保障輸出管理とは
 - (1) 必要性
 - (2) 制度
 - (3) 罰則等
 - (4) 外為法改正 (平成29年10月1日施行)

確認テスト

さいごに

参考: EAR



2

University of Tsukuba

IMAGINE THE FUTURE.

CHAPTER 1

筑波大学における輸出管理

1. 大学の使命と責任

■教育基本法第1条(教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

■同7条(大学)の2項

大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されねばならない。

■機微技術管理に対する認識

「意図せざる技術や貨物の流出、法令違反を未然に防止するために、規制技術や貨物を保有する研究者一人一人の外為法規制の理解と遵守の実践が必要不可欠です」¹⁾

1) 経済産業省貿易管理部, 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用第三版, P.49, 2017.10)

- 公正な研究を推進するためのリスクマネジメントの確立が必要。
(法令違反、利益相反、研究不正、情報の流出・漏洩等の未然防止)
- 一方で、必要最小限かつ効率的な管理システムの構築が課題

2. 大学における輸出管理

- 大学にとっての「輸出管理」とは何か？
平和利用のための自由な研究が大量破壊兵器等の懸念活動に利用されないように管理すること。
 - ・貨物(研究機器、サンプルなど)の輸出
 - ・技術(研究成果、プログラムなど)の提供
- 「科学技術イノベーション総合戦略2017」(内閣府。6月2日閣議決定)
国家安全保障上の諸課題への対応(PP.67~68)/重きを置くべき取組(抜粋)
「技術情報流出の防止強化のため、大学・公共研究機関等において外国為替及び外国貿易法の遵守徹底など、安全保障貿易管理の取組を促進する。この際、政府研究事業の安全保障貿易管理の要件化なども検討する」
(内閣官房、文部科学省、経済産業省、関係府省)

- ・輸出管理は国際安全保障のための重要な取組みのひとつ！
- ・輸出管理をキチンとやらないと科研費等外部資金を獲得できないことに繋がります。

3. 筑波大学の国際化進展と輸出管理体制

- 「開かれた大学」
筑波大学は開かれた大学、学際融合・国際化への挑戦を建学の理念とする、未来構想大学と自らを位置づける。
- 学生数 (2017/5/1現在)
 - ・学群・学類: 9,944名
 - ・大学院研究科: 6,834名
 - (うち留学生: 2,426名、14.5%)
- 教職員数 (内外国人数)
 - ・役員: 11名 (1名)
 - ・教員: 2,419名 (133名)
 - ・職員: 1,994名 (3名)

安全保障輸出管理統括責任者(副学長・研究担当)

各部局輸出管理担当者(支援室職員)31名

利益相反・輸出管理マネジメント室 5名
室長(1名)、利益相反アドバイザー(教員1名)、
輸出管理マネージャー(1名)、室員(係長1名、事務補佐員1名)

4. 筑波大学の輸出管理規則

■趣旨(筑波大学安全保障輸出管理規則第1条)

国際的な平和及び安全を維持し、我が国の教育研究機関として国際的な安全保障に貢献すること。

■適用範囲(同第2条)

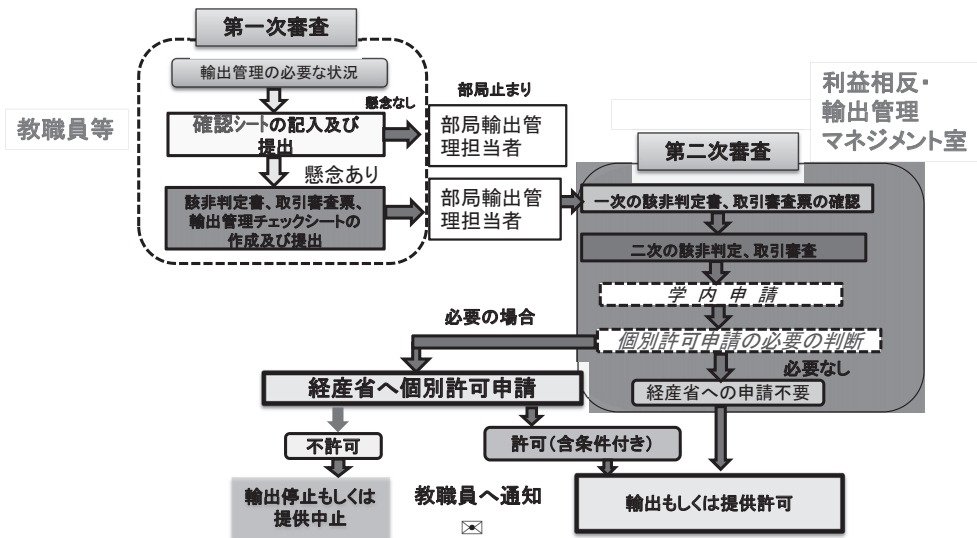
本学の教員及び職員並びに学群学生、大学院学生及び研究生等が本学における活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

近年、安全保障に関連する機微技術の流出が懸念が拡大される中、先端的な研究開発を行う大学においても、国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展させるためにも、外為法等関連法令を遵守し、実効的な輸出管理を実施することが求められています

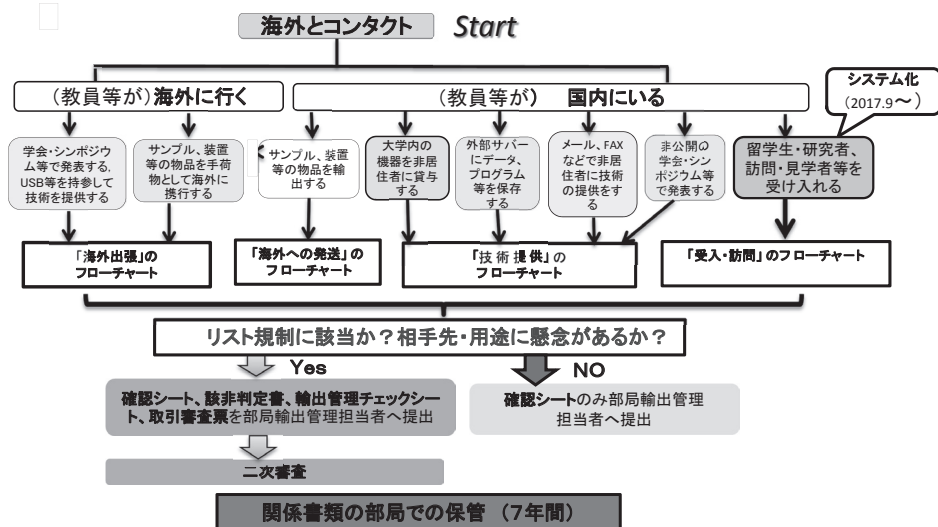
5. 筑波大学の輸出管理体制構築の経緯

- 2014.04 利益相反・輸出管理マネジメント室(以下マネジメント室)として産学連携部より独立
- 2015.04 安全保障輸出管理規則を改正し、他部署業務をとりこみ、輸出管理業務を一元化
輸出管理ガイドブックを作成し、全教員に配布
- 2015.05 各系等31部局に部局輸出管理担当者を設置
安全保障輸出管理業務手順書を作成
- 2016.04 輸出管理HPに e-learning サイトを設け、学内啓発を実施
- 2016.06 外国人研究生、留学生(大学院)受入れ管理を強化
部局輸出管理担当者にCISTEC資格取得を奨励
(Expert 1名、Advanced 1名、Associate 9名: 2017年10月現在)
- 2017.06 輸出管理システム(訪問者受入れ)稼働
- 2017.09 輸出管理システム(留学生、研究生等受入れ)稼働

6. 輸出管理手続きの流れ

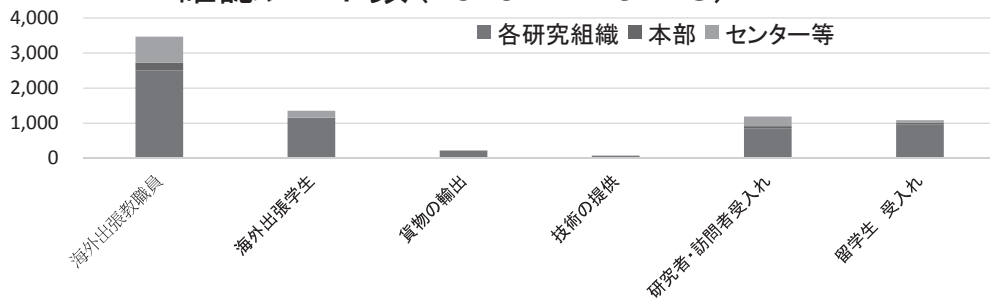


7. 輸出管理手続きの範囲



8. 輸出管理審査件数

確認シート数(2016.4～2017.3)



	各研究組織	本部	センター等	様式別合計
海外出張(教職員)	2,503	221	743	3,467
海外出張(学生)	1,154	7	195	1,356
貨物の輸出	214	0	18	232
技術の提供	73	1	4	78
研究者・訪問者受入	855	61	275	1,191
留学生受入	961	55	71	1,087
計	5,760	345	1,306	7,411

システム化
(2017.9～)

11

9. 今後の課題

本学の先生方、学生達が安心してグローバルな研究活動を行えるよう
支援するための輸出管理体制を目指して

課題	内容
1. 輸出管理体制の強化と実効性の確保	①輸出管理規則見直し：経済産業省へのCP(法令遵守規定)届出・受理 ②輸出管理システムの拡大展開と効率向上：海外出張携行品管理等 ③部局輸出管理担当者連絡会議：法令改正時の対応、ヒヤリ事例情報共有等
2. 学内普及啓発	①教職員向け啓発活動の充実 ②輸出管理人材の裾野拡大
3. 輸出管理監査	①部局への輸出管理監査実施と運用改善 ②PDCAサイクルによる輸出管理の定着化

輸出管理は、一律に大学の活動を制限するためのものではなく、
むしろ自由な教育・研究環境を保障するための前提となるもの、
安心して教育研究を実施するために、大学として適切な対応が不可欠です

12

CHAPTER 2

安全保障輸出管理とは（省略）

出典：経済産業省安全保障貿易管理課，*安全保障輸出管理について～大学・研究機関向け～*
より抜粋（URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document3.html 参照）

さいごに

留学生、外国人研究者の受入れ、
海外からの共同研究の打診、
機微技術、試料等の提供依頼・・・

予定が生じたら計画の履行が遅れないように
輸出管理の事前確認手続きを
速やかに実施していただきますようお願いします。

不明点等ございましたらいつでも
利益相反・輸出管理マネジメント室にご相談下さい。

参考

米国輸出管理法令の概要（省略）

「仮に日本の企業や大学が、米国再輸出規制に違反したとしても、日本の法律によって裁かれることは一切ない。しかしながら、（中略）、米国政府による制裁を受けることになると、企業や大学としての大きな不利益を被ることになる。よって、日本の企業や大学は、リスクマネジメントの一環として米国の法律のことも勘案しながら輸出管理を実施する必要があると言える。」²⁾

2)一般財団法人安全保障貿易情報センター，米国輸出管理法と再輸出規制実務（P.2, 2017.6）

15

ご清聴ありがとうございました。

* * お問合せ先 * *

筑波大学
利益相反・輸出管理マネジメント室
anzenhosyo@un.tsukuba.ac.jp

16

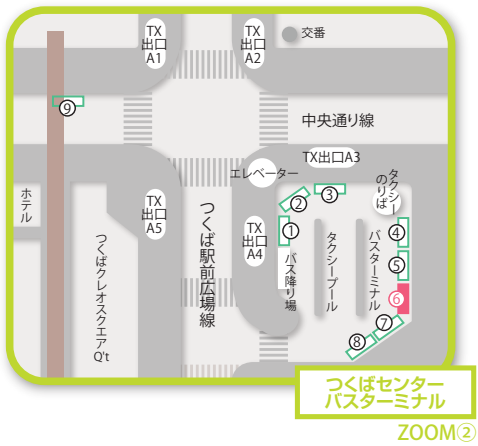
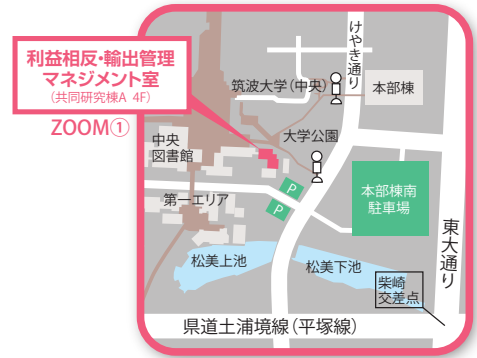
発行日 平成 30 年 6 月
発行者 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室長
境野 明
連絡先 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
TEL 029-853-2877
FAX 029-853-5816
E-mail coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
URL <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

Access



- ①筑波山方面
- ②つくばバス(南部シャトル・吉沼シャトル)
- ③つくばバス(北部シャトル・小田シャトル)
- ④ひたち野うしく駅・荒川沖駅方面
- ⑤土浦駅・テクノパーク大穂方面
- ⑥筑波大学方面(筑波大学循環・筑波大学中央・筑波大学病院)
- ⑦高速バス東京駅・土浦イオンSC
- ⑧高速バス(羽田・成田空港等)※土・休のみサイエンスツアー
- ⑨臨時バスのりば

- ▶つくばセンター(つくばエクスプレス「つくば駅」下車A3出口)バス停は6番乗り場。「つくばセンター」発の筑波大学循環バスについては、左回り(約10分)でも右回り(約20分)でもいづれでも利用可。「大学公園」下車。徒歩2分。
- ▶「土浦駅」又は「ひたち野うしく駅」発の路線バス(筑波大学中央行き)では、「筑波大学中央」下車。徒歩4分。
- ▶東京駅八重洲南口～[高速バス/約75分]～[筑波大学]下車徒歩4分。
- ▶車利用の場合:常磐自動車道桜・土浦インターから8.5Km。



利益相反・輸出管理マネジメント室
 〒305-8577 つくば市天王台1-1-1 筑波大学共同研究棟A内
 Tel 029-853-2877 / Fax 029-853-5816 / Email coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
 WEBサイトをご覧ください。 <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>